

2020年5月

寮生及び保護者のみなさまへ

駿河台大学

学長 大森一宏

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学生寮の食費（食券）の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、本学といたしましては、感染の収束にはまだ遠い状況であり、更なる新型コロナウイルス感染拡大の抑制及び学生のみなさまの安全確保が必要であるとの判断から、キャンパスへの入構制限措置を5月31日（日）まで延長し、また、既にご案内してありますとおり5月13日（水）から開始する授業につきましても、当面（5回程度）の期間、オンラインによる実施を予定しております。

一方、学生寮につきましては、現在通常どおりの運営を行っておりますが、政府や本学が所在する埼玉県による不要不急の外出自粛や県外への移動自粛要請、本学でのキャンパス内への入構制限やオンラインによる授業実施などを理由に、現在も実家等に帰省中のみなさま、学生寮に在寮されていない方（在寮できない方も）がいらっしゃることも事実でございます。

以上の状況を踏まえ、寮費につきましては、現在の学生寮運営に係る経費等も発生していることにより、在寮していない期間の寮費返還や減額等については現時点では予定しておりませんが、食費（食券）につきましては、以下のとおりの取扱いとさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在、在寮している寮生のみなさまには、引き続き、寮生活において、お知らせしております感染予防の徹底をお願いいたしたく存じます。

(1) 食費（食券）の取扱い

①5月分の食券を未受領の方は、7月分の食費（17,000円）を請求致しません。

配布する食券枚数は、7月分の配布枚数となります。

②6月分の食券を未受領の方は、8月分の食費（17,000円）を請求致しません。

配布する食券枚数は、8月分の配布枚数となります。

※今年度に配布した食券については、年度内（2021年3月31日まで）であれば、いつでも利用することができます。

(2) 取扱い対応期間

2020年5月1日（金）～2020年8月末日までの対応期間となります。

以上

本件問い合わせ先

学生支援課（042-972-1101）